高齢者外出促進マップ製作業務委託公募型プロポーザル募集要領

１　趣旨

　　本市では、令和３年度から鎌倉市内の65歳以上の高齢者を対象に、楽しく街に外出し、趣味等を見つけ、豊かな生活を送り、健康の維持・増進を支援することを目的に福寿優待サービス事業を開始しました。福寿優待サービス事業は、この事業に協賛する店舗・施設等（以下「協賛店舗等」という。）において高齢者が福寿カードを提示することで、割引等の優待の特典を受けることができる事業です。

本事業開始後、周知及び協賛店舗等の拡充を図ってきましたが、現在の周知方法のみでは、十分な周知や協賛店舗等の拡充に結びつかない状況にあります。また、福寿カードと併せて配布している福寿優待サービス協賛店舗等一覧では、協賛店舗等の名前、住所及び優待サービス内容が記載されている一覧のみであることから、所在がわかりにくく、福寿カードを持参していても外出した先で効果的に活用できないなどの課題があります。

このような状況を踏まえ、福寿優待サービス事業協賛店舗・施設が一目でわかるマップを製作し、魅力的な媒体にすることで高齢者が手に取って広く活用していただくとともに、協賛店舗等の拡充を図ります。また、老人福祉センター、高齢者のつどいの場であるサロンやサークルといった社会資源、公衆浴場等の外出先も併せて掲載することで、高齢者のさらなる外出を促進します。

２　業務の概要

(1)　名称

高齢者外出促進マップ製作業務委託

(2)　業務内容

別添仕様書のとおり

(3)　委託料上限金額

　　　1,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

(4)　予定契約期間

契約締結日から令和６年（2024年）３月29日まで

３　応募資格

　　次のすべてを満たす法人格を有するものとします。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないものであること。

(2)　会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算手続き、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中のものでないこと。

(3)　鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第２条第２号、第４号又は第５号に該当しないこと。

(4)　神奈川県電子システムの競争入札参加資格認定を受けたもので本市に入札参加資格の登録があり、指名停止又は指名保留を受けていないこと。

４　スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 予定 | 日程 |
| 公募開始 | 令和５年（2023年）８月７日（月） |
| 質問受付 | 令和５年（2023年）８月７日（月）から  令和５年（2023年）８月25日（金）17時まで |
| 質問回答 | 令和５年（2023年）８月31日（木） |
| 応募期間  （参加意思表明書兼誓約書及び企画提案書等の提出） | 令和５年（2023年）８月７日（月）から  令和５年（2023年）９月15日（金）17時まで |
| プレゼンテーションによる審査 | 令和５年（2023年）10月６日（金） |
| 審査結果の通知 | 令和５年（2023年）10月中旬 |
| 契約締結 | 令和５年（2023年）11月上旬 |
| 事業着手 | 令和５年（2023年）11月上旬 |

５　応募手続

　　応募する事業者は、以下の提出書類及び提出方法に基づき、定められた期間までに高齢者いきいき課へ提出してください。

(1)　提出書類

　　ア　参加意思表明書兼誓約書（様式１）

　　イ　見積書

　　ウ　会社概要・実績表（契約書の写しを含む）（様式２）

エ　製作責任者及び担当者一覧（様式３）

オ　企画提案書

（ア）仕様

　　　提案書はＡ４用紙（縦・片面）１枚にまとめること。行・文字・文字間隔・図表の使用・枠組み等の様式は問いません。

（イ）内容

　　　別紙「高齢者外出促進マップ製作業務委託に係る事業者選考基準」を参考にして、マップのコンセプト、デザイン、構成等について記載すること。

カ　マップデザイン案（試作品）

（ア）仕様

　　　別紙「高齢者外出促進マップ製作業務委託仕様書」にある規格で、フルカラーのものを作成すること。ただし、紙質は問いません。

（イ）内容

　　　具体的な構成内容をイメージできるよう別紙「高齢者外出促進マップ製作業務委託仕様書」を参考に作成すること。また、掲載を予定する写真等については、イメージ図等を用いること（取材する必要はありません）。

(2)　提出部数

客観性及び公平性の確保の観点から、選定委員会による審査は提案者の名称を匿名として行うため、提出書類を正本と副本に分けて次のとおり提出してください。

　　ア　正本

　　　 「(1)　提出書類　ア～カ」をまとめたものを１部。

　 イ　副本

　　　 「(1)　提出書類　イ～カ」をまとめたものを６部。なお、組織名称等記載は伏せたものとする。

(3)　提出方法

　　ア　提出期間　令和５年（2023年）８月７日（月）から

令和５年（2023年）９月15日（金）17時まで

イ　提出方法　郵便（簡易書便、書留郵便）又は持参による提出

　　　　　　　宛先：鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課

　　　　　　　　住所：〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

　　　　　　　窓口：鎌倉市役所本庁舎１Ｆ８番　高齢者いきいき課窓口

６　質問の受付・回答

(1)　質問の受付

　　 令和５年（2023年）８月７日（月）から令和５年（2023年）８月25日（金）17時までに、「質問票（様式４）」をメールで提出してください。なお、提出は１事業者につき１回とします。

(2)　質問の回答

　　 令和５年（2023年）８月31日（木）に、市ホームページで公開します。

７　選考方法

(1)　選考方法

　　ア　提出書類及びプレゼンテーションによる審査とし、市が設置する「高齢者外出促進マップ製作業務委託事業者選考委員会」（以下、「選考委員会」という。）において選考を行い、評価点数が最も高い事業者を本業務契約の優先交渉権者とします。なお、参加事業者が１者の場合も選考を行います。

　　イ　評価点数が最も高い事業者が同数いた場合は、選考委員会の合議により決定します。

　　ウ　いずれの場合も評価点数が合計点数の６割に満たない場合は、選定しないものとします。

(2)　その他

　　 次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

　 ア　提出書類に虚偽の記載があった場合

　 イ　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

ウ　選考期間中及び契約締結前に、指名停止・不正行為・虚偽の申請が認められた場合

　 エ　アからウに定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

８　プレゼンテーションによる審査

15分以内のプレゼンテーションの後、質疑応答を30分程度行います。出席者は３名以下とし、プレゼンテーションは本業務の中心的役割を担う者が行うこととします。また、プレゼンテーションが15分以上経過した場合は、発表が途中であっても打切ります。

　(1)　実施日及び会場

　　　 令和５年（2023年）10月６日（金）

鎌倉市役所第６分庁舎602会議室

　(2)　提案内容

　　　 高齢者外出促進マップの趣旨や仕様書で求めている要件をもとに、事業者が持つ知識やデザイン性を活かして、高齢者が手にとりたくなるようなマップについて提案してください。また、事業者独自に高齢者が外出したくなるような追加提案をしてください。

　(3)　選考基準

　　　 別紙「高齢者外出促進マップ製作業務委託に係る事業者選考基準」のとおり。

　(4)　その他

　　　 プレゼンテーション時にパソコン及びプロジェクター等の機器を使用する場合は、事前に高齢者いきいき課に連絡してください。必要機器については、各参加事業者が準備するものとしますが、スクリーン及びプロジェクターについては、鎌倉市が準備するものを使用することができます。

９　契約の締結

最優秀提案者と業務内容及び価格等について協議を行い、両者が合意した後、契約を締結します。ただし、諸事情により最優秀提案者と契約を締結できなかった場合は、次点事業者と協議を行うものとします。

10　結果の公表

　 市ホームページで公表するとともに、すべての参加事業者に通知します。

11　留意事項

(1)　参加に係る経費は提案者の負担とします。

(2)　提出された書類は、原則として返却しないものとします。また、差替、修正及び追加等は認めません。ただし、選考委員会からの補正の指示があったものについては、この限りではありません。

(3)　提出された書類は、選定以外の目的には無断で使用しないものとします。なお、必要な範囲で複製をすることがあります。

(4)　提出された書類は、鎌倉市情報公開条例に基づき公開することがあります。

12　問い合わせ先

　　鎌倉市健康福祉部高齢者いきいき課　担当　葛西、細萱

　　電話：0467-61-3899

　　Ｅメール：kourei@city.kamakura.kanagawa.jp